

指定通所リハビリテーション事業
指定介護予防通所リハビリテーション事業
介護老人保健施設ニコニコ苑 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人久幸会（以下「本法人」という。）が設置運営する「介護老人保健施設ニコニコ苑」（以下「当施設」という。）において実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）（以下「当事業所」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当施設の職員が、介護保険法の理念に基づき、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーションを含む。以下同じ。）を提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 当事業所は、利用者が要介護状態等となった場合においても可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、心身機能の維持回復を図るものとする。
2. 当事業所は、利用者の症状、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービス提供機関との密接な連携により、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行うものとする。
 3. 当事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏する事のないように、公正中立に行うものとする。
 4. 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
 5. 当事業所は、**利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員の対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。**
 6. 当事業所は、**介護保健施設サービスを提供するにあたっては、介護保険法118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。**
 7. その他、介護保険法の定める法令に基づき運営される。

(事業所の名称・定員及び所在地)

第3条 事業所の名称・定員及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 介護老人保健施設ニコニコ苑
- (2) 所在地 秋田市下新城野字琵琶沼138番地1
- (3) 定員 30名（事業単位1単位）

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 当事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 医師（施設長） 1人以上
医師は、利用者の心身・精神状態及び要介護（要支援）状態に応じた医学的管理を行うとともに職員の管理・指導を行う。
- (2) 通所リハビリテーション従事者
通所リハビリテーション従事者は、指定通所リハビリテーションの業務にあたる。
看護職員及び介護職員 3人以上
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士のうち 1人以上
ケースワーカー 1人以上
ケースワーカーは、利用者及び家族との面談をとおりし、利用者の症状、心身の状況、その置かれている環境等を把握し、他の従事者に報告助言する。また、指定通所リハビリテーションの利用申込みに係る調整をする。
- (3) 医師等の従事者は、共同して（介護予防）通所リハビリテーション計画（以下「リハビリ計画」という。）を作成する。既に居宅サービス計画（介護予防サービス計画を含む。以下同じ。）がある場合は、居宅サービス計画に基づきリハビリ計画を作成する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業の営業日及び営業時間、サービス時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日
日曜日から土曜日までとする。
- (2) 営業時間
午前8時30分から午後5時00分迄とする。
- (3) サービス時間
午前9時30分から午後4時00分迄とする。また、ご希望により午前8時30分から午後7時30分迄の時間帯は、延長サービスとしてご利用いただけます。

(内容及び手続きの説明及び同意)

- 第6条 利用者又は指定居宅介護支援事業者（指定介護予防支援事業者）は利用申込書及び居宅サービス計画を、管理者あてに提出しなければならない。なお、管理者は、利用申込書受理後速やかに要否を決定し、利用者本人又は家族に連絡するものとする。
2. 当事業所は、指定通所リハビリテーションの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族等に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。
 3. 当事業所は、指定通所リハビリテーションの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族等に対し、リハビリ計画が利用者の意向を基本として作成されるものであること及びリハビリ計画を交付して説明を行い、同意を得るものとする。

(指定通所リハビリテーションの提供方法)

第7条 当事業所は、指定通所リハビリテーションの提供を求められたときには利用者の被保険者証により被保険者資格と要介護認定等の有無、認定区分と要介護認定等の有効期間を確かめる。

2. 当事業所は、正当な理由がなく指定通所リハビリテーションの提供を拒否してはならない。
3. 当事業所は、利用申込者に対し、適切な指定通所リハビリテーションを提供することが困難であることを認めた場合には、他の事業者の紹介その他の必要な措置を講じる。

(指定通所リハビリテーションの内容)

第8条 指定通所リハビリテーションは、居宅サービス計画に基づき、また利用者もしくは家族との相談(確認)により、医師、作業療法士等リハビリスタッフによって作成されるリハビリ計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、生活援助や機能の維持・回復に必要と認められるサービスを行うものとする。

2. リハビリ計画に基づき、入浴介助もしくは、特別入浴介助を実施する。
3. リハビリ計画に基づき、食事を提供する。
4. リハビリ計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。
5. 医師等の従事者は、サービス担当者会議を開催し、当該リハビリ計画の内容について検討する。
6. 利用者又はその家族に対し、サービスの種類、内容、リハビリ計画、リハビリテーション実施計画書、利用料等について説明し、文書により利用者の同意を得る。
7. 医師等の従事者は、リハビリ計画作成後においても、利用者及びその家族、他の指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、リハビリ計画の実施状況の把握及び利用者の課題把握を行い、必要に応じてリハビリ計画の変更、他の指定居宅サービス事業者等との連絡調整、その他便宜の提供を行う。

(利用料、その他の費用の額)

第9条 利用者負担の額を以下とおりとする。

1. 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
2. 食費、日用生活品費、教養娯楽費、基本時間外施設利用料、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、別紙2に掲載の料金により支払いを受ける。
3. 当施設は、償還払いの利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービス内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 当事業所の通常の事業実施地域については、秋田市、潟上市天王地区とする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第12条 当事業所の利用にあたっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・食事は、施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、利用者様の栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・飲酒及び喫煙は厳禁となっております。
- ・火気の使用はご遠慮ください。
- ・機能訓練室、設備、器具の利用は、本来の用法に従ってご使用ください。破損等が生じた場合、弁償していただく事があります。
- ・所持品の管理は、ご本人の管理となりますので、紛失等についての責任は負いません。
- ・現金及び貴重品等の管理について、ご利用者様にはお預けしないでください。紛失等について責任は負いません。
- ・他の利用者様に対する宗教活動や政治活動はご遠慮ください。
- ・騒音等他の利用者様の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ・施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りしています。

(緊急時等における対応方法)

第13条 現にサービスの提供を行っているときに利用者に症状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第14条 当事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第15条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2. 前項の事故の状況及び事故に際して執った処置について記録するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第16条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供の継続を実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下、業務継続計画という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 当事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
3. 当事業所は、定期的に業務改善計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行う。

(秘密保持)

第17条 当事業所職員は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。またその必要な措置を講ずる。

2. 当事業所は、従事者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨に従事者との雇用契約の内容とする。
3. 当事業所は、サービス担当者会議・担当居宅介護支援事業所・医療機関等については、利用者の個人情報を用いる場合もあるため、予め利用者の同意または当該家族の同意を、利用同意書をもって得るものとする。

（衛生管理等）

第18条 当事業所は、指定通所リハビリテーションに使用する備品等を清潔に保持し定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2. 当施設は、通所リハビリテーション従事者に対し、伝染病や感染防止等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

（虐待の防止のための措置）

第19条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、以下に掲げる事項を実施する。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る
- （2）虐待防止のための指針を整備する
- （3）虐待を防止するための研修を年1回以上実施する
- （4）管理者及び従業員は、利用者が虐待を受けている時又は受けている可能性がある時は、速やかに市町村へ連絡をする
- （5）上記（1）から（4）までを適切に実施するための担当者を設置する

（苦情処理）

第20条 当事業所は、提供した指定通所リハビリテーションに対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置の他必要な措置を講じるものとする。

（損害賠償）

第21条 本法人は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わねばならない。

（職員の質の確保）

第22条 当事業所職員の資質向上のために、研修の機会を設ける。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 法人内外の研修 随時
- ③ 看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の健康管理)

第 23 条 職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(その他)

第 24 条 当事業所は、通所リハビリテーションサービスをはじめ各種サービスの提供に関する諸記録を整備するとともにその完結の日から 2 年間保存する。なお、健康手帳に必要事項を記載する。

また、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。

2. 当事業所の運営規程の概要、職員の勤務体制、サービスの選択に必要な重要事項を見やすい場所に掲示する。
3. 当事業所は、利用者に対し、特定の在宅サービス事業者等によるサービス利用の強要又は、当該事業者からその対償として金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
4. 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
5. 運営規程に記載のないものについては、別紙契約書、説明書及び介護保険法に基づきなされるものとする。

附 則 この運営規程は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 14 年 12 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 16 年 9 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 17 年 1 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 17 年 7 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 17 年 10 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 19 年 7 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 22 年 7 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 24 年 1 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 25 年 12 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 26 年 7 月 1 日より施行する。

この運営規程は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。